

岡山県ミニバスケットボール連盟規約

第1章 名称

第1条 本連盟は、岡山県ミニバスケットボール連盟と称する。

第2条 本連盟は、事務局を「理事会の指定するところ」におく。

第2章 組織

第3条 本連盟は、岡山県のミニバスケットボールチームをもって組織する。

第4条 ミニバスケットボールチームは、12才以下の児童をもって、男女別々に組織する。

第3章 目的

第5条 本連盟は、ミニバスケットボールの健全な普及、発展を図るとともに、技術の向上と、指導者の資質向上をはかることを目的とする。

第4章 事業

第6条 本連盟は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 交歓ゲーム、競技会の開催
- (2) ミニバスケットボールに関する技術の調査・研究
- (3) ミニバスケットボールに関する講習会と指導者の養成

第7条 その他、本連盟の目的の達成のための事業を行う。

第5章 役員

第8条 本連盟に次の役員をおく。

会長1名、副会長若干名、理事長1名、常任理事必要な人数、理事必要な人数、委員必要な人数、監事2名

第9条 会長、副会長は理事会の推薦によって就任する。会長は本連盟を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。

第10条 理事は、加盟チームの代表、及び常任理事会において推薦された者で、会長がこれを委嘱する。理事は理事会を構成し、第3章の目的を達成するための事業を決定、または、承認する。

第11条 理事長は理事会において選出し会長はこれを委嘱する。理事長は本連盟のすべて業務を統轄する。

第12条 常任理事は、理事会が選出し、会長が委嘱する。常任理事は常任理事会を構成し、理事会の決定または承認した事業を執行するとともに、第3章の目的を達成するための事業を企画、運営し、併せて理事会に提出する原案を作成する。

第13条 委員は、常任理事会において推薦し、理事長が委嘱する。委員は、本連盟の事業を執行するために、必要に応じ専門委員会を構成する。

第14条 監事は、理事会において推薦し、本連盟の会計を監査する。

第15条 役員任期は2カ年とする。但し、再任は妨げない。役員に欠員が生じたときは、その補充をする。補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第6章 名誉顧問、顧問、及び参与

- 第16条 1 本連盟に、名誉顧問、顧問、及び参与各若干名を置くことができる。
- 2 名誉顧問、顧問、及び参与は、本連盟に功労のあった者のうちから、常任理事会及び理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 名誉顧問及び顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じ意見を述べることができる。

第7章 会 議

第17条 次の事項は、理事会において決定または承認する。

- (1) 予算・決算
- (2) 会長・副会長・理事長・常任理事の推薦
- (3) 名誉顧問・顧問・参与の推薦
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

第18条 理事会は、定例理事会と臨時理事会とし、定例理事会は、会長が招集し、その議長となる。

第19条 理事会は、理事の3分の2以上出席すれば成立する。その場合、委任状を提出すれば出席とみなす。決議は、多数決によるものとし賛否同数のときは、議長が決める。

第20条 理事会で決定しなければならない事柄についても、必要に応じ常任理事会で決済することができる。但し、理事会で事後承認を得なければならない。

第21条 次の事項は、常任理事会において企画し、運営する。

- (1) 事業企画
- (2) 予算と決算
- (3) 委員の選考
- (4) 行事予定
- (5) その他、重要事項

第22条 常任理事会は、理事長が招集し、且つ会議の議長となる。

第23条 常任理事会は、常任理事の2分の1以上が出席すれば成立する。その際、委任状を提出すれば出席したものとして取り扱う。議決は多数決によるものとし賛否同数の時は議長が決定する。

第8章 加 盟

第24条 本連盟に加盟しようとするチームは、毎年度の当初において所属の地区ミニバスケットボール連盟を経て、本連盟に加盟手続きをしなければならない。

第25条 本連盟に加盟しているチームは、本連盟の主催する行事に原則として参加することができる。

第26条 年度の途中に加盟を行う場合は、所属の地区連盟を経て、本連盟に加盟手続きをしなければならない。

第27条 年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第9章 賞 罰

第28条 本連盟に対して著しい功績のあったものは、別に定める規定のもとに表彰する。

第29条 本連盟の規約および附則または、通達事項に反する行為のあった者は、常任理事会の決議により処分を行う。

第10章 会 計

第30条 本連盟の経費は、加盟費、参加費、補助金、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第31条 本連盟の加盟チームは理事会で決定した加盟費を納入しなければならない。いったん納入した費用は、理由のいかんに拘わらずいっさい返却しない。

第32条 本連盟の予算と決算とは、会計年度毎に担当理事が作成する。

第33条 本連盟の会計年度は、毎年4月1日より、翌年3月31日までとする。

第11章 補 則

第34条 この規則の施行についての細則は、理事会の議会を経て別に定める。

第35条 規約を改正するには、理事会参加理事の過半数の賛成を必要とする。

この規約は、昭和56年4月1日より施行する。

この規約は、平成3年4月1日より一部改正する。

この規約は、平成3年5月1日より一部改正する。

この規約は、平成12年2月26日より一部改正する。

この規約は、平成17年2月19日より一部改正する。

この規約は、平成23年4月10日より一部改正する。

以上